

「Y 問題」における被害事実と運動方針

——Y 君は何と闘ったか——

桐原尚之

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

本研究の目的は、「Y 問題」という日本精神保健史上の重要事件について、社会福祉学の歴史認識に修正を迫ることである。1969年、川崎市在住の青年 Y が、PSW（精神科ソーシャルワーカー）による精神分裂病診断に基づき、医師の診断を経ず精神病院に強制入院させられる事件が起きた。PSW らは、事件を契機に PSW の専門性を反省的に検討し、倫理綱領を制定したと主張してきた。しかしその主張が依拠する研究は、Y の被害を詳細に確認することもなく、倫理綱領の制定が誰のどのような求めによってなされたのかをも曖昧にしたままであった。そこで、当時の社会的背景を踏まえて、Y の被害事実とそれに基づく要求を追跡した結果、社会福祉学が、事実の確認もないままに倫理綱領制定を Y の求めであるかのように誤って歴史叙述してきたことが明らかとなった。これは Y の視角不在が招いた歴史認識の誤りであり、社会福祉学の歴史認識には修正が必要である。

キーワード：障害学、「Y 問題」、精神障害者、精神保健福祉士、社会運動
立命館人間科学研究, No.29, 49-63, 2014.

はじめに

精神科領域の福祉の国家資格である精神保健福祉士は、2011年9月末現在で5万2035人が厚生労働省に登録している。精神保健福祉士は、国家試験を受ける前に高等教育機関で指定科目を履修する。指定科目には、精神保健福祉論なるものがあり、そこでは、ほぼ必ず日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会（現、社団法人日本精神保健福祉士協会：以下、PSW協会）に関する歴史として、「Y問題」が取り上げられる。

一般に「Y問題」とは、当時19歳の浪人生■■■■（以下、Y）が強制入院させられた事件のことである。Yの両親から相談をうけた大師保健所精神衛生相談員の今井功が「親の本人の捉え方に問題あり」「本人の性格、最近の行動、

思考内容から分裂病のはじまりのように思われる」と記録を付け、それに基づき本人不在のまま無診断で強制入院が行われた。Yは、1973年4月6日、第9回PSW全国大会（於：横浜）の席上で、同じ被害者を出さぬようPSWの実践を厳しく見つめ直してほしいと告発した（桐原2013:71）。

「Y問題」に関するこれまでの研究では、「1973年の『Y問題』によってPSWの基本的姿勢が問われたことを契機に、自らの専門性を反省的に見直すなかで倫理綱領制定の必要性が認識され、多くの会員の議論を経て実現を見た」（松岡2009:217）という倫理綱領制定の歴史の中で取り扱われるものや、1982年の第18回日本精神医学ソーシャル・ワーカー全国大会（於：札幌）において、「Y問題」が提起した課題をふまえ、「精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・

社会的活動を進める」という基本方針が採択され、協会活動が正常化されることとなった（佐藤 2001a:132）という PSW 協会の組織の存続にかかる歴史の中で取り扱われてきた。すなわち、「Y 問題」の歴史とは、「Y 問題」を契機に PSW の実践を反省的に見直し、会員の議論を経て倫理綱領の制定に至ったものとして叙述されてきたのである。

しかし、Y 裁判を支援していた多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会（以下、考える会）による 1976 年 7 月発行のリーフレット『これが Y 事件だ』には、「地域精神医療管理体制を批判・解体」とあり、Y が精神保健の解体を要求していたことがわかる。ならば、PSW 協会とは、Y の要求と異なる結果をだしたことになる。

一方、社会福祉学における「Y 問題」の歴史叙述では、Y の被害の詳述と、それに基づく要求が示されていない。すると、社会福祉学における「Y 問題」の歴史叙述は、なぜ（Why）にかかわる Y の要求の中身を示さないまま、Y の被害の概略——それも論者ごとに一貫性を欠いたもの——があって、それに PSW 協会が取り組んだとだけ示されるような形式となっている。PSW 協会が取り組んだのは、誰のどのような要求に基づいているのかが記述されていないため、Y のなんらかの求めであるとの推論を発生させる。すなわち、Y の被害と、それに基づく求めについての歴史叙述がないにもかかわらず、暗黙のまま Y の求めとして認識されてきたのである。このことから、Y の視角が不在であり、社会福祉学の歴史認識に偏りがあることを指摘できる。こうした歴史認識の偏りは、Y の被害と、それに基づく要求を隠ぺいしている点で問題がある。

問題の解決方策には、Y の被害とそれに基づく要求、さらにそれに対して PSW 協会がどのように取り組んだのか、という一連の歴史叙述を示すことが不可欠となる。このような問題に取

り組む学問として、障害学がある。障害学とは、「障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動である。それは従来の医療、社会福祉の視点から障害、障害者をとらえるものではない。個人のインペアメント（損傷）の治療を至上命題とする医療、『障害者すなわち障害者福祉の対象』という枠組みからの脱却を目指す試み」（長瀬 1999:11）である。そのため歴史の領域では、従来の歴史に障害者の歴史を付け加えること、さらに従来の歴史が非障害者の視点から見た歴史であったことをあらわにする取り組みとなる（長瀬 1999:12）。

先行研究として、桐原尚之（2013）の研究がある。桐原は、1975 年に PSW 協会が存続の危機に直面し、当時「Y 問題」を面倒事としか捉えていない PSW 協会員の多数派と「Y 問題」に取り組むべきとする少数派の両者をまとめあげる必要性に迫られ、倫理綱領制定の歴史という両者が納得しうる反省の歴史に書き換えたのだと指摘している（桐原 2013）。しかし、桐原の研究は、歴史叙述を通じて PSW 協会の取り組みを分析したものであるため、Y の被害と、それに基づく要求は分析の対象となっていない。

本稿では、Y の被害と、それに基づく要求を明らかにすることによって、社会福祉学の歴史認識に修正が必要であることを提示することを目的とする。

研究方法は、Y に分析視角を設定し、裁判資料、考える会の刊行物、関連文献を史料として叙述する。被害に関する事実の叙述は、全体を通じて考える会による『Y 裁判闘争の 10 年の記録——法廷証言集』に採録された裁判資料を史料に用いる。複数の関係者の証言が異なる場合は、両者の証言を併記する。

本稿では、一連の事件を Y 事件、Y 裁判、「Y 問題」の三つに分けて表記する。Y 事件は、1969 年 10 月 11 日の強制入院事件及び収容中の人権侵害事件を指し、Y 裁判は、1971 年 12 月 1

日からの裁判を中心とした運動のことを指す。「Y問題」は、1973年の告発からの一連の問題を指し、PSW側の見方を反映したものである。「Y問題」は、社会福祉学で頻繁に使用される語であることから、そのままカッコ付で表記する。

I. 被害に関する事実

1. 川崎市による強制搬送まで

Yは、本事件当時満19才(1950年6月15日生)の予備校に通いながら関西方面の大学受験を目指す浪人生であった。しかし、Yの両親は、受験直前に、東京か横浜の大学に進学しろと言い、一方的にYの受験をやめさせた。そのことを巡って、Yと両親は、幾度となく口論を繰り返すようになった(考える会1980b:208-209参考)。Yは、何度も説明を試みたが、父親は関東の大学に行けの一点張りであった(考える会1980b:229)。

Yの父親(以下、父親)は、勤務先の日本鋼管の上司に相談し、付属鋼管病院の小泉(名不明)医師を紹介された。父親は、小泉医師から「よく息子さんと話し合えば解決します。もし、まだ心配の様でしたら、川崎市の精神衛生相談センターにケースワーカーという人がおりますから。相談するのも一つの方法かと思います」との助言を受けた(考える会1980b:208)。家族の話し合いは、父親の短気ですぐ怒る性格が手伝い、言い合いになることが多かった(考える会1980b:229)。そのことは、後に両親が「本人は話を聞いて欲しいと何回となく申しましたのに、私共は話を聞こうとしないどころか、逃げ廻っておりました」(考える会1980b:3-4)と反省の言葉を述べていることから明らかである。一方で父親は、よかれと思いYに勉強部屋を与えるため融資を受けて部屋を新築したが、Yと事前に相談していなかったため、設計上のことでYを困らせる結果となった(考える会1980b:223)。

結果として家族の話し合いは成立せず、1969年10月4日(土)、父親は、川崎市精神衛生相談センターを訪れた。当時、Yと父親は、Yの勉強部屋新築をめぐる感情的に対立していた。父親は、Yとの対立のうえにYの浪人生活の不規則な生活の状況もあって不安を抱いていた。同センターに勤務する岩田和郎ケースワーカーは、父親から父子の感情的対立やYの浪人生活の不規則な状況を聞いて、即座に「これは重症の精神分裂症である。即時入院させなければ大変なことになる」と断言した(考える会1980b:211)。そして、岩田は、父親の帰り際に向精神薬であるタキシラン6錠を渡した(考える会1980b:260)。父親は、白衣を着て医師然とした岩田が明確に「重症の精神分裂症だ」と断言したため、岩田は専門医であり、その専門医が下した診察であるから間違いはないと信じ込んだ(考える会1980b:211参考)。

同日夜、父親は同センターに相談に行ったことをYの母親(以下、母親)に話した。母親は、父親が頑固で現代的な感覚・生活様式をまったく知らないで、Yの不規則な浪人生活を異常と思ひ込み同センターに相談に行ったことに呆れた。そして、母親は、父親に対して家庭訪問等は一切せぬように同センターに電話するよう促した。父親は、これに従い同センターにその旨の電話をした(考える会1980b:212参考)。

同年10月6日(月)、同センターから事情を聞いた川崎市大師保健所の精神衛生相談員である今井功は、何としてもYを入院させる必要があるとして、岩田と相談のうえY宅を訪問した。母親は、軽卒な川崎市精神衛生相談センター及び大師保健所の態度に強く抗議した。今井は「これが私達の仕事だ」「息子さんの病気を隠し立てするようなことは息子さん本人の為にしない」と言い、Yの家庭環境・生活歴・生活状況等を強引に聞き出そうとした(考える会1980b:28参考)。その際、今井は次に引用するメモを残し

ている。

所見 親に確固たる信念がなく、母にしても何でも本人のいう通りにしてやっている。父は、今になっても背中を流してやったり、食事の好みを考えてやったり、疲れたと本人がいえばマッサージしてやるという子煩悩、一家の柱、中心のないという印象を話の中からうけとった。母は警察など権威にたより、相談、指示に従うが本人の反発をかつている。父は短気ですぐカッとするというところがあり、父-母の交流がとぼしく、どの程度相違があるのかも自覚がない。(中略)本人の性格、最近の行動、思考内容を考えると、分裂病のはじまりのようにも思われる。(本人は寝ていたが、水のおきにおきてきたところをみると表情が固い。)(中略)親にもかなりの問題有(考える会 1980b:40)

母親は、通常の父子の感情的対立やYの不規則な浪人生活状況を精神病と決めつけ、何があんでも精神病院に送り込もうとする態度を露骨に示す今井に対して「Yの行動は何ら異常なものではない。浪人生活を送っている今の若者にありがちな生活状況に過ぎない」と強く主張した。そして母親は、二度とY宅を訪問する等の行為をしないよう今井に要求した。これに反し今井は「これが仕事です。また来ます」と言い残し帰った。母親は、公的機関が動き始め、「医師」(と母親も思っていた)から重症の精神分裂症と決めつけられた事態になってしまったことにYが強制的に入院させられないかとの不安を感じた(考える会 1980b:231 参考)。

同年10月11日(土)、Yと母親は些細なことから喧嘩をした。原因は、母がご飯の支度をしていると、Yが「なにを練っている」と尋ねたところ、母が「練っているんじゃない、かきまぜているんだ」と答えたことが発端である(考える会 1980b:230 参考)。母親は、浪人生活で精神

的安定を必要とするYの立場を思い、自分が近所の家遊びに行ってしまうと喧嘩相手が無くなってYの癩癩も止むだろうと家を出た。しかし、母親は、先日の今井の「また来ます」との言葉が気になり出していた。そして、万が一、母親の留守中に今井が再び訪れたら、それこそYを精神病と決めつけ事態を更に複雑にしようと考えた。母親は、今井に「再びY宅には来ない、Yを精神病扱いすることは止める」との確約をさせる必要があると考えて、そのまま大師保健所に向かった(考える会 1980b:29 参考)。

母親は、同日午後3時前に大師保健所に着いた。そこでは、保健婦(現保健師)の北浦美智子が対応した。母親は、これまでの経過を説明し、Y宅への訪問をしないように求めた。その際、母親は、Yの浪人生活、Yが肩と腰を痛めその関係で気分が多少イライラしているらしい点もある旨を告げた。北浦は、そういうことなら早くYを入院させ肩と腰を治療させた方が良いと言った。さらに北浦は、保健所でも良い総合病院を紹介できるから夕方に両親で来てほしいと言った。母親は、この際、良い総合病院を紹介してもらいYの肩と腰を治療した方がいいと決心した(考える会 1980b:232-233 参考)。

同日夕刻、母親は、父親と共に再び大師保健所を訪れ、総合病院の紹介を求めた(考える会 1980b:222 参考)

一方、大師保健所は、母親が相談に来たときには、すでにYを精神障害者として把握し、両親の考えとは別に精神病院に強制入院する準備を進めていた。同日午後3時頃、北浦は、栗田病院等に保護室の空き状況と往診状況の確認をした。午後5時頃に栗田病院から保護室は満床で、往診もできないと返答があった(考える会 1980b:40-41 参考)。また、北浦は、川崎市精神衛生相談センターの岩田に問い合わせ、父親による過去の相談記録の確認をした。その際に、

多摩川保健所勤務の下川雅弘が川崎市精神衛生相談センターに居合わせ、自己判断で受け入れ可能な精神病院を探す手伝いを始めた。その後、下川は、大師保健所に行き、入院までの一連の動きに加わることになる。なお、下川が大師保健所に着いたとき「母親が精神病院への入院に同意しているかは疑わしい様子であった」と後に述べている（考える会 1980b:89）。

北浦は、医師であり大師保健所保健予防課長である井沢（名不明）に電話で応援を求めた。そして、午後5時過ぎに、多摩川保養院が当日でも入院できることを確認した。このとき、井沢が多摩川保養院までの入院雑務の責任者となった。井沢は、午後5時を過ぎると精神病院の当日入院が難しくなるため、警察の応援を求めることを決めた。その際、下川が父親を連れて川崎警察署に出向き、移送上の保護と称して、警察の応援を求めた（考える会 1980b:88 参考）。井沢、北浦、母親の3人も車でY宅へ向かった。途中、北浦は、母親に車から降りるように指示し、母親は、疑問に思いながらも車を降りた。下川と警察官の中島（名不明）、出水田（名不明）は、井沢、北浦とY宅周辺で落ち合い、Yを入院させるにあたって、Yが暴れたら警察が押さえつけるという段取りの確認をした（考える会 1980b:102 参考）。

同日午後7時30分頃、井沢、下川、北浦、中島は、Y宅に押し入って居間のテレビ周辺にいたYに対し、10分余りにわたって「こんなに暴れてどうするの」「おとなしく病院に行って治療を受けよう」と説得した（考える会 1980b:90）。Yは、井沢、下川、北浦らの身分を問うた上で、病院に行く必要がない旨の説明をした。途中、Yが「あなたに関係ない」と言い、トイレの方に向かって、その場を立ち去ろうとしたところ、下川が力づくで抑えかかった。Yが下川の手を振り払ったところ、中島がYを取り押さえようとし、その後、外で待機していた出水田がYに

手錠をかけた。そのまま、Yは車に乗せられ、多摩川保養院に向かうことになった（考える会 1980b:99-101 参考）。

2. 多摩川保養院への収容から脱出まで

多摩川保養院に到着してからすぐ、看護職員が父親に対して入院に必要な書類上の手続きをとらせた。その間、Yは診察を受けることもなく廊下で待たされていた（考える会 1980b:216 参考）。やがて、2階から男性がやってくる、病棟の方にYを連れていった。その後、Yは、医師の診察を受けることなく、看護職員から鎮静剤であるプロロールクロルマジンを注射され、そのまま意識を失った（考える会 1980b:29 参考）。

気が付くと、Yは、保護室（現、隔離室）に閉じ込められていた。約3坪程の狭い室で、便所が設えつけられてあった。ドアは施錠されており、外部に出られない。食事も特別な差し入れ口から入れられ、外部との接触は一切できないようになっていた。採光が悪く薄暗い室内に布団が敷かれているのみであった（考える会 1980b:30 参考）。

10月13日午前、Yは保護室を出たが、保護室から出た後も施錠された病棟であることに変わりはなく、Yの苦痛は続いた。夜は、狭い室内に足の踏み場もないほど多数の者と一緒に寝かせられた。朝起床時から夜就寝するまで規則の名の下に画一的に管理され、生活の全てにわたって看護職員から監視、干渉された。また、少しでもこれに従わない態度を示すと、制裁や懲罰が下された（考える会 1980b:30-31 参考）。

病棟内では、入院者に対して大量の投薬が施されていた。それは、食事前に薬を飲まない者は食事を与えないという強制的な投薬であった。しかし、それでも飲まない者に対しては、看護職員が無理矢理薬を飲ませていた。Yは多摩川保養院に監禁中、看護職員から強引に口をこじ開けるなどの強制的な投薬を施されていた。加

えて、度重なる注射により、胃がただれ、急激な食欲の減退をきたした。体の衰弱に加え、大量の投薬の為、意識も常に不鮮明な状態となり、歩行、呼吸すら困難な状態に陥ったのである。更に監禁後間もなく、1週間位の間は排尿、排便も思うように為せず、腹痛が断えない状態が続いた。胃腸のただれ、食事内容の悪さによる食欲減退も手伝い、Yは常に空腹な状態となった。他方、普段は主食類についての差し入れが禁止され、オヤツ類についても、決められた短時間内に僅かな量が許されるのみであった。Yの場合、両親が面会に訪れた際に院外から主食類を買い求め食べることが許されていた。そのためYは、面会の際に買い求めてきた主食類を2食分も3食分も1度に食べ尽くしてしまう状態であった(考える会 1980b:31 参考)。

また、Yは生活指導と称した院内清掃を強制的に割当てられた。そして、看護職員の厳しい監視の下に、毎日トイレ、廊下を清掃させられた。Yは、看護職員に反抗した場合に課せられる不利益の数々を考え、毎日の強制使役に従事した(考える会 1980b:31-32 参考)。

Yは、多摩川保養院から逃れるために、外部と連絡を取って実情を訴えようと試みたが、あまりに困難であった。監禁後1週間は、理由の如何を問わず外部と接触が許されなかった。それ以降も、Yが院内の実情を父母に訴えようとしても、看護職員の監視下における面会が許されるのみであった。Yは、看護職員から懲罰や、長期監禁を暗にほめかす態度を見せられ、父母が帰された後を思うと、なかなか真実を訴えられなかった。手紙による連絡は、すべて事前に検閲された。Yが不当な監禁に耐えられずに母親に対し実情を訴える手紙を書いた際にも、「入院の理由が分からない、主治医の松永医師も理由を教えてくれない。退院の手続きを至急執るようにして欲しい。保養院の食事のまずさは特別だ」との文言はマジックで消され、無内容な

ものに変えられてしまった(考える会 1980b:31 参考)。

10月27日、Yは、「①ここは精神病院であること、②ここを出るには、行政側の出したメモや保健所を追求する以外にないこと」などを書いた手紙を作成し、ワイシャツのカラー内に入れ込んだ。そして、母親が面会に来た際に、看護職員らに見つかることなく、洗濯物と一緒に渡すことに成功した。母親は、ワイシャツのカラー内のメモを発見し、多摩川保養院内における監禁の実情を知った。その後、一刻も早くYを退院させなければならぬと決心した(考える会 1980b:29 参考)。

10月28日、母親は、Yの主治医である松永昇医師に対してYを入院させた理由を尋ね、Yを退院させる手続きを求めた。しかし、松永はまったく取り合おうとしなかった。11月5日、母親は大師保健所に行ったが、今井は「とにかく何の病気であれ病院に入院したのだから良いだろう」「何なら八王子の病院にまわす」などと言い、しまいには母親までも精神病患者扱いしてきた(考える会 1980b:29 参考)。

そのころ、Yは同室の患者から「転院の名目なら退院できるのでは」と退院のための知恵を教えてもらっていた。両親が転院を要求したところ、多摩川保養院、大師保健所とも応じないわけにはいかなくなり、11月19日、ついに「転院」を名目に退院となった(考える会 1980b:29 参考)。

3. Y裁判闘争

Yは、退院してからしばらく、強制入院による身体的精神的苦痛から立ち直れずにいた。1970年2月、母親は、Yの受けた被害について、川崎市の法律相談所へ相談しに行った。しかし、法律相談とは別の所に案内され、そのまま川崎市精神衛生相談センターに連れて行かれた。そこには、川崎市精神衛生相談センター所長の岡

上和雄と岩田、今井がいて、「Yが精神病である」「手錠をかけたのは警察だから保健所は関係ない」として応じようとしなかった（考える会 1980b:241-242）。1970年4月、Yは、この問題を横浜地方法務局人権擁護課に訴えた。1970年9月、同課は一定の調査を終え、Yの入院にあたって両親の同意がなかった点と入院にあたって診察をしなかった点で手続き上の違反があったことを認め、多摩川保養院に注意をした。だが、同課は、Yに対して「あとは黙っていた方が得だ」と言った。Yは、これ以上同課を頼っても進展は期待できないと判断した。Yは、1971年5月に多摩川保養院に質問状を送った。それに対して多摩川保養院からは回答がなかった。そのため、1971年12月1日、Yは多摩川保養院を相手どって横浜地方裁判所に民事訴訟を提訴した（吉田 1975:3-4 参考）。

Yは、精神病でないにもかかわらず、医師の資格のない者の診断を根拠に医師の診察もなく強制入院させられたことによる精神的かつ身体的な損害に対し、金100万円の慰謝料を求め提訴した。多摩川保養院は、1972年3月13日付準備書面で「川崎市精神衛生相談センターから送致された資料の記載から精神分裂病の疑いをもつに相応しく、Yは精神病であり、保護義務者の同意のある同意入院（精神衛生法33条）としたままで違法性は認められない」と答弁した（吉田 1975:13）。すると、裁判の争点は、①Yが精神病であるか否か、②入院時のYに対する医師の診断の有無、③未成年者は両親の同意を要する同意入院が、片親（父親）の同意だけで実行されたことの違法性の確認の3点に焦点化していった。

①については、Yが精神病であるか否かは、診断の有り様の妥当性をめぐる弁論もなされたが、法律上の判断が難しく、結果は曖昧なものにとどまった。

②については、1972年1月17日付の多摩川

保養院の答弁書に「同日原告を入院せしめ、翌日被告方勤務医鈴木一郎、翌々日同松永昇が各診察した結果、自閉・発作性躁暴・被害妄想・病識欠如等の症状の存在を認め、一応精神分裂病と診断された」とあることから、いずれも診察したのが入院前ではなく、翌日、翌々日とされており、入院に際して診察をしていないことが示された。だが、多摩川保養院は、同年4月11日付準備書面で、入院前に診察があったと主張を変えた。同準備書面によると、鎮静剤であるクロールプロマジンを診察しないまま投薬することはあり得ないため、若い当直医が病名を確定せずに精神障害のみを診断し処置をとったことから、診断があったと説明されている。そうしたこともあり、入院時のYに対する医師の診断の有無は、事実の証明が難しく、証言に頼らざるを得なくなった。証言としては、当時多摩川保養院の看護職員であった小坂が「丹羽さんという看護婦さんから、当時、池田さんがまっすぐ連れてきたから悪いんだという形で話していました」「看護者が玄関まで迎えに行きまして一応入院となっている人を階段を上ってそのまままっすぐ病棟の方へ連れて行くということです」と証言している（考える会 1980:177）。また、当直医であった中村医師は、Yへの診察を覚えてないと証言している（考える会 1980b:118）。しかし裁判所は、証言から診察がなかった可能性を認めつつも、一方で父親と母親の証言を疑う様子もあり、事実認定にまでは至らなかった。

③については、多摩川保養院が行政から片親の同意で同意入院は可能として指導されてきた経緯があるから、違法であることを知り得なかったため、責任はないと主張した。しかし、多摩川保養院の山本薬局長は「未成年の場合、父母が共同で親権を行使するため、二人の同意がないと同意入院できないことを以前から知っていた」と証言した（考える会 1980b:183）。また、同意書の様式が、片親のみの氏名の記載を想定

した構造であった。多摩川保養院は、1972年3月13日付準備書面で「Yの常軌を逸した言動と両親の保護義務怠慢が同意入院を必要ならしめた主因であり、その同意の不備はYの過失である」と過失相殺を主張した（考える会 1980b:16）。だが、両親の同意ではないという手続き上の不備は認めざるを得なかったため、この点に関してのみ、事実として認定されるに至った。

Yは、誤診の事実認定を眼目としていたが、裁判所による事実認定には至らなかった。一方、同意の部分に関しては、病院側に過失があったことが明白であるにもかかわらず、裁判上は形式的な不備として片付けられてしまう可能性があった。裁判所の判決に委ねたなら、Yが勝ちうるのは同意の不備の点でしかあり得ないことが想定されたため、和解の中で有利な条件を選ぶ方針で進められた。Yは、和解について、①和解金として、200万円を支払うこと、②母親の同意を得ず、父親の真意に基づく同意を得なかったこと、③入院前の診察診断を行わなかったこと、④原告は精神病ではないこと、⑤被告は原告のカルテ等一切を破棄することを主張した。1979年5月8日、Yは、和解に向けて主張したが、多摩川保養院は「精神病ではなかったこと」の明記を決して認めず、最後まで固執した。

1979年5月8日、次の引用を含む和解書のとりかわしで一応の終結をむかえた。

和解条項

1 被告は原告に対し、和解金として170万円を昭和54年5月末日限り、原告代理人木村壮事務所に持参または送金して支払う。

2 本件紛争は、母親の同意を得ず、かつ外部の誤った情報に基づき、精神障害があるものと疑われた不幸な事件であったが、原告が社会人として円満な社会生活を営んでいるということに鑑み、ここに和解金の授受をもって本件紛争を終了させることとする。

3 被告は、直ちに原告に係る診療記録一切を廃棄する。

4 原告は被告に対し、今後、被告の病院に対する関係で本件紛争に関し、攻撃的言動をしない。

5 原告と被告との間には、本和解条項に定める外に、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6 原告は、その余の請求を放棄する。

7 訴訟費用は各自弁とする。（考える会 1980b:257-258）

事件から10年目のことであった。裁判最終後、Yは和解条項である「外部の誤った情報に基づき、精神障害があるものと疑われた」の部分を使って、川崎市への責任の追及のため行政交渉を継続していった。

II. Yの要求

1. 時代と社会的背景

Yの要求や闘争方針は、時代背景や支援者の会である考える会との関係や影響と決して無関係ではない。そのため、時代と社会的背景を踏まえる必要がある。ここでは、時代と社会的背景について記述する。

まず、1950年から1970年までの日本の精神医療の変遷を簡単にまとめる。1940年、第二次世界大戦の影響で精神病床数は、2万5千床にまで減少した。敗戦後、間もなくの1949年、私立の精神病院の連合組織である日本精神病院協会が発足し、金子準二を筆頭に精神衛生法案をまとめて提言する。1950年、日本精神病院協会の提言を受けて精神衛生法が国会で成立する。そのころ、精神科領域の治療法として俗にロボトミーと称される精神外科手術がとり入れられ、国立武蔵野療養所（現国立精神神経研究センター病院）では、1949年頃から施術が開始されている。そして、「脳手術の終わった患者を再教育す

る取り組み」が考案され、1951年には、「意思疎通性を恢復した後、その後の人間らしい生活の躰を作ることを重要目的」として外科病棟が設置された。このときの動きが後の生活療法の基礎である生活指導が生まれる契機となった（国立武蔵野療養所の年報，藤沢 1998:296-297 に引用）。1956年，小林八郎によって生活療法が提唱される。生活療法は，生活指導，レクリエーション療法，作業療法の3要素から成り，精神療法，薬物治療と並ぶ治療法のひとつとして位置づけられた。

丁度，同時期となる1955年に，向精神薬であるプロロールプロマジンが薬物療法としてとり入れられている。1958年，いわゆる医療法精神科特例が施行される。医療法精神科特例は，医師及び看護師の人員を一般病床と比べて少なくてよいとしたものである。これは，精神病床の増床政策の一環であり，その影響もあってか，1955年の全国の精神科の病床数が4万5千床であったのに対し，10年後の1965年には17万3千床にまでに増えている。

1963年，退院を促進し，退院した後の地域での支援を行い，再入院を減らそうと，群馬大学の江熊要一によって生活臨床が提唱される。生活臨床の提唱に伴い，群馬大学は精神病棟の全開放に取り組むなど，後の開放化運動の道筋を作る。こうした生活臨床は，保健婦（現保健師）に受け入れられていく。その背景には，地域で保健活動を展開する保健婦（現保健師）などで構成する日本医療社会事業家協会が1958年に職能団体から普及啓発組織へ改組し，精神科領域のソーシャルワーカーが集い身分法の要求を目的とする職能団体の結成を準備していたことがある。これが，1963年に日本精神科ソーシャルワーカー協会の結成というかたちで結実する。

少し戻って1961年，法制審議会で刑法改正準備草案が出されるなど，刑法改正による保安処分の新設が本格化してきた頃，日本精神神経学

会は，精神衛生法改正に関する小委員会を設置し，精神衛生法改正に向けた提言を準備した。1964年3月24日，ライシャワー駐日米国大使が大師館本館ロビーで精神障害者の少年に刃物で右股を刺されるという事件が起き，当時の国家公安委員長が高度な政治的判断で辞任に追い込まれた。警察庁は，厚生省（現厚生労働省）に対して，警察への通報を義務付けた精神衛生法改正を要請した。日本精神神経学会は，精神衛生法改正が治安的性格の強いものになることを懸念し，精神衛生法特別委員会を設置して，提言を続けた。また，精神障害者の家族会は，全国組織として全国精神障害者家族会連合会を結成し，同時期に結成したPSW協会や日本精神神経学会とともに治安的性格ではなく，地域相談を強化するように要求した。こうして出来上がったのが，1965年の精神衛生法である（守屋 2003:382-384 参考）。1965年の精神衛生法では，精神衛生相談員を保健所に配置し，地域における相談業務を担うものと規定した。

そのときの日本精神神経学会で精神衛生法改正の最終的な法案の修正に大きく貢献したのは，秋元波留夫（東京大学教授），台弘（群馬大学教授），江副勉（松沢病院長），内村祐之（精神衛生審議会会長）である。尚，台は，群馬大学に江熊を呼んだ人物である。

こうした取り組みは，とりわけ東京大学精神医学教室を中心に日本共産党系の運動とも関係しつつ進められてきた。やがて，日本共産党系の運動に疑義を呈す立場として新左翼の運動が大規模な学生運動を巻き起こす。

1968年1月，東京大学医学部自治会と青年医師連合（1967年度卒業生）が，医学部教授会および病院にたいし，インターン制度にかわる登録医制度反対のため無期限ストライキに突入する。2月19日，上田病院長と交渉を持つため学生・研修医が春見医局長にかけあった際に暴力があったとされ（春見事件），3月11日，4名の退

学を含む17名の処分が確定する。だが、3月26日に処分された学生の1名が、事件と同じ時間に久留米市にいたことが立証され、医学部学生のストライキ闘争に賛同した学生有志で、「医闘争支援全東大共闘連絡会議」が結成され、これを契機にして不当処分白紙撤回闘争が開始される。そのまま安田講堂を一時占拠し、翌日27日に予定されていた卒業式の実力阻止に入る。5月10日、登録医制度を実質化する医師法一部改正（案）が参議院本会議で可決する。6月15日、安田講堂を学生数十名で占拠する。7月5日、大学院生が東大全学闘争連合（全闘連）を結成する。10月14日、精神科医局が解散され、10月21日に東大精神科医師連合を結成する。11月7日、台主任教授が不信任となる。1969年4月、東大精神科医師連合は、8名の助手の公選をめぐって分裂し、台と8名の助手が外来に引いていく。5月、日本精神神経学会金沢大会が開催され、医局講座制の廃止を求める改革派の精神科医——青年医師連合の活動家——が中心となって台理事長及び理事会を不信任にする。9月8日には、自主管理闘争が開始され、やがて、東京大学精神神経科病棟（通称：赤レンガ病棟）を占拠——自主管理——する。1974年、法制審議会で保安処分を規定した改正刑法草案を最終答申したが、赤レンガ病棟は、こうした保安処分に反対する社会運動の拠点としても機能していくことになった。だが、1978年1月になって産経新聞社が「反赤レンガ病棟キャンペーン」を展開し、3月に医学部と赤レンガ病棟のスタッフの間で確認書を取り交わされる。後に森山公夫、吉田哲夫、富田三樹生が助手に就任し、自主管理の一部解除という流れとなる。

ところで、Yの補佐人を務めた吉田哲雄と意見書を出した西山詮は、改革派の精神科医である。また、1971年から改革派の精神科医は、烏山病院裁判の支援をしていた。烏山病院裁判とは、烏山病院勤務の若い医師が解雇されたこと

に端を発し、解雇の取り消しを求めた裁判のことである。Y裁判の原告代理人である近藤勝と木村壮は、烏山病院裁判の原告代理人をしていた弁護士である。このことからYは、改革派の精神科医とのつながりの中で「Y問題」を提起したことがわかる。それは、生活臨床や1965年の精神衛生法を作ってきた流とは大筋で異なる流であるといえる。

2. Yの要求と意図

Yは、一貫して強制入院の被害を訴えたわけであるが、決して自身の被害のみを取り上げていたわけではない。Yは、次に引用するスローガンの通り、自らの経験から精神衛生体制そのものを問題として捉え、解体を目指していたのである。

スローガン

- (1) Y裁判斗争勝利
- (2) 川崎市—神奈川県—警察権力—多摩川保養院によるY氏への保安処分糾弾！
- (3) 地域—行政—精神病院を結ぶ保安処分体制づくり粉砕！
- (4) 地域精神医療管理体制を批判・解体せよ！
- (5) 刑法改正—保安処分新設阻止！（考える会、1976）

吉田哲雄は、1965年以降の精神衛生法体制を地域精神衛生網の問題として説明している。確かに1965年の精神衛生法は、入院医療中心の治療体制から地域におけるケアを中心とする体制への変換を果たした。しかし、Y事件の通り、精神衛生相談センターから保健所、保健所から——時に警察を加えて——精神病院という一連の連鎖があり、その枠内における精神病院の位置づけが、従来のそれと大差がない。なにより、精神病院と精神衛生法には、迷惑な人間は閉じ込めるといった患者以外の人のための収容とい

う社会防衛的な性格がある。その場合、地域や保健所は、精神病院への入院ルートに過ぎない。むしろ、これまで以上に入院ルートが増えることは、決して社会防衛的な性格を弱めることにならないわけである（吉田 1975:6-8 参考）。

当然ながら精神病院の実態を目の当たりにしたYにとって、これら一連の精神医学に内在する問題は、精神衛生体制そのものの問題として理解されたであろう。とりわけて、Yは、裁判で誤診の事実認定を求めていたため、自分が精神病ではない、という思いがあったと考えられる。それでもYは、精神病ではない人は精神病院に閉じ込められるべきではないが、精神病の人は精神病院に閉じ込められてもいいと考えていたわけではない。むしろ、精神病という診断が強制入院を正当化する機能があること自体を問題と考えていたようである。このことからYは、一度精神病と決めつけられれば、誰もがそれを疑わず、閉じ込めが正当化されていく一連の構造に反対し闘ったと説明することができる。

また、先述の一連の構造は、1974年の改正刑法草案に規定された保安処分に対しても同じことがいえる。なぜなら、保安処分は、犯罪をする可能性のある人間の予防拘禁を定めており、犯罪をする可能性のある人間の割り出し方が精神医学鑑定という医師の判断に委ねられているためである。医師の判断によって誰もがそれを疑うことなく拘禁が正当化されるわけであり、精神衛生体制と保安処分は、同じような構造だといえる。同様の原理に基づく刑法改正による保安処分新設を阻止することは、第二のYを作らないためのYの闘争の目的となった。

Ⅲ. 考察

先行研究の中には、被害事実の概略を示したものがあつた。ひとつは、PSW協会が編集する『生涯研修制度共通テキスト第1巻』の中の記述で

あり、次に引用するものである。

大学受験を控えていたYさんは、受験への精神的負担と腰痛による身体的負担が重なり、それが要因となって親子関係に影響を及ぼし、親子げんかなど家庭内に緊張が生じていた。心配した家族が知り合いの医師や保健所、精神衛生相談所の精神科ソーシャルワーカーに相談したところ、保健所の精神科ソーシャルワーカーが、本人の意向をいっさい聞くことなく、警察の応援のもとに、無抵抗の本人を「家庭内で親に暴力をふるい、親が対処できずに困っている」という理由で精神病院に入院させた。

○事件の特徴（中略）入院までの経緯において、PSWの行為は精神衛生法上問題はないこと。（社団法人日本精神保健福祉士協会 2008:4）

この引用の記述は、親が保健所に相談に行った動機と経緯の概略から始まり、次に警察の応援のもとに入院させたという被害事実の一部が示される。そして、相談にかかわった精神衛生相談員に対しては、精神衛生法上問題のない行為としている。

Yは受験を控えて精神的に負担がかかっていた、そして、それが要因となって親子関係が悪くなった、という一連の親が相談に行った動機に関する記述は、次に説明する2つのことから歴史認識に修正が必要であるといえる。

1つ目は、親の視角からYの被害の概略を示すことが方法論的に妥当であるか、ということである。確かにYと両親は、Yの受験をやめさせたことを巡って幾度となく口論を繰り返していた。そのこともあって父親は、勤務先の上司に相談し、小泉医師を紹介された。ただ、小泉医師は、「よく息子さんと話し合えば解決します」と助言しており、その家族の話し合いが成立しなかったのは、父親が短気ですぐ怒るためといえる。加えて、父親は、Yが希望している関西

の大学での受験をお金がないことを理由に一方的に取り消したが、一方で、よかれと思いYに勉強部屋を与えるため融資を受けて部屋を新築している。どうして改築費用に融資を受けられるのに関西の大学に行くお金がないのかなど、父親の行動には、一貫性のなさが確認できる。このように親子が利害対立関係にある意見が一部食い違う場面では、親の見解のみを取り出して叙述することは、片方の立場を隠ぺいすることにつながる。また、被害は、ふつう被害者の供述が一次史料となり、親の供述やその他の証拠は、一次史料を根拠づける二次史料となる。ところが、引用の記述は、二次史料とされるべき記述を前提的に取り扱っている。そのため、方法論として誠実性を欠いているといわなければならない。以上のことから、Yの視角から被害の概略は示されなければならない、親の見解だけを反映させた現状の社会福祉学の歴史認識には、修正が必要となる。

2つ目は、そもそも精神病でないYの精神的負担が、相談の動機として示されるべきなのかということである。引用の書きぶりは、Yがなんらかの精神的な問題を抱えていたかのように読める。また、精神的な問題を抱えていたかは別としても、親子関係の悪化の原因がYの心身の状態に由来するものと読める。このことは、Yが裁判所に誤診の事実認定を求めたこと——そして、被告は和解調書で「外部の誤った情報に基づき、精神障害があるものと疑われた」と認めたこと——を踏まえれば、慎重に記述されなければならないはずである。そもそもY事件は、精神衛生相談員がYに対して先入観で精神病と決めつけたことに端を発している。そして、警察官、精神科医、Yの友人までもが、第三者の証言を基にYの言動が普通ではないと信じ込み、Yを精神病であると決めつけていた。Yは、このように一度、精神病と決めつけられると、閉じ込めが正当化される構造に反対して闘った

のである。それにもかかわらず、引用の記述では、あたかもYに原因があるように記述されている。少なくとも、引用の記述は、親子関係の悪化の原因をYの心身の状態に求めており、Yの求めるところと違うばかりか、和解調書を踏まえた記述ともいえない。以上のことから、Yの求めと異なり、和解調書を踏まえない現状の社会福祉学の歴史認識には、修正が必要となる。

次に、Yが精神衛生体制の解体を求めていた事実を明記することによって、社会福祉学の歴史認識を修正する必要があることを説明する。『PSW 通信 50・51 合併号』では、「『Y問題』は、現行精神衛生法に則って行ったPSWの行為自体が、対象者の人権や生活を侵す行為にそのまま重なってくるという厳しい現実を提起したものでした」(PSW 通信 1981:9)との記述がある。確かに、法そのものに問題があるから合法的な活動をしようとも人権侵害してしまうということが考えられる。ただ、Yは、第9回PSW大会の席上で「第二、第三の私を生み出さないためにも、自らの実践を厳しく見つめ、共にこの闘いに参加されることを、切にお願いします」(佐藤 2009:130)と呼びかけており、精神衛生法体制の中で実践することそのものを問うたわけである。だとしたら、法律違反の有無の問題ではないし、また、法そのものの問題というわけでもない。Yの求めをそのまま実現するとしたら精神衛生相談員や精神保健福祉士を含む精神衛生体制ごと解体されなければならないのである。ところが、PSW協会は、解体ではなく倫理綱領制定というかたちで精神保健体制を存続させたわけである。もちろん、ここでは、それ自体を批判の対象としていない。ここで批判の対象としているのは、社会福祉学の歴史叙述が、Yの求めを示さずに、あくまで地域精神保健活動を引き受ける精神衛生相談員の供給に基づいて精神衛生体制の存続を求めたものでありながら、まるでYの求めに応じたかのように倫理綱

領制定の歴史を示してきたことである。このような社会福祉学の歴史認識は、Yの求めを示さないことで精神衛生体制の存続を理論的に可能としてきたのであり、Yの求めとの相対化を通じた歴史認識へと修正される必要がある。

IV. まとめ

これまでの「Y問題」に関する研究は、Yの被害と、それに基づく要求を不明にしたまま、PSWの実践を反省的に見直し、会員の議論を経て倫理綱領の制定に至ったという歴史として叙述されてきたため、誰のどのような求めとして倫理綱領の制定に至ったかが不明であるなど社会福祉学の歴史認識に偏りが認められた。

そこで、社会的背景を踏まえつつ、Yの被害と、それに基づく要求の歴史叙述をした結果、社会福祉学は、親の供述を基に親子関係悪化の原因をYの心身に求め、Yが精神衛生体制の解体を求めてきた事実を示さず、Yの求めであったかのように倫理綱領制定の歴史を叙述してきたことがわかった。これらは、Yの視角の不在が招いた歴史認識の誤りであり、Yは精神病でなく、親子関係の悪化はYの心身の状態に由来するものでなく、Yの求めに反する結果をPSW協会が出したという点で、社会福祉学の歴史認識には修正が必要であることを明らかにした。

参考文献

阿部信真（1976）Y氏強制入院の経過とその後—地域精神医療管理体制批判の原点—。臨床心理学研究, 14（1）, 38-46.

岩崎香（2007）精神保健福祉士の倫理と権利擁護。日本精神保健福祉士養成校協会（編）精神保健福祉士養成講座5改訂精神保健福祉援助技術総論。中央法規, 60-92.

小澤勲（1975）呪縛と陥穽——精神科医の現認報告。田畑書店。

柏木昭（1993）改訂精神医学ソーシャル・ワーク。岩

崎学術出版社。

門屋充郎・菅野治子・村田健・村田恵・土村啓子（1982）全体集会。精神医学ソーシャル・ワーク, 15, 85-95.

桐原尚之（2013）「Y問題」の歴史——PSWの倫理の糧にされていく過程。Core Ethics, 9, 71-81.

佐藤三四郎（2001a）精神保健福祉士の理念と意義—精神保健福祉士の意義。精神保健福祉士養成セミナー編集委員会（編）改訂精神保健福祉士養成セミナー／第4巻精神保健福祉論。へるす出版, 129-138.

佐藤三四郎（2001b）精神保健福祉士の理念と意義—精神保健福祉士の専門性と倫理。精神保健福祉士養成セミナー編集委員会（編）改訂精神保健福祉士養成セミナー／第4巻精神保健福祉論。へるす出版, 152-168.

社団法人日本精神保健福祉士協会（編）（2004）日本精神保健福祉士協会40年史。日本精神保健福祉士協会。

社団法人日本精神保健福祉士協会（2008）生涯研修制度共通テキスト第1巻。中央法規。

助川征雄（2009）保健福祉センター、保健所、市町村。日本精神保健福祉士養成校協会（編）新・精神保健福祉士養成講座7—精神科リハビリテーション。中央法規, 50-72.

第二期運営委員会（1977）第二期運営委員会総括。臨床心理学研究, 15（3）, 20-31.

高橋一（1991）1990年の精神障害者の人権を考えるための参考資料。PSW通信, 76, 頁不明。

滝沢武久（2003）精神障害者の事件と犯罪。中央法規。

田中秀樹（2007）精神保健福祉援助活動・技術の展開。日本精神保健福祉士養成校協会（編）精神保健福祉士養成講座5改訂精神保健福祉援助技術総論。中央法規, 104-138.

多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会（1975a）Y事件と裁判闘争の現状。

多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会（1975b）PSW通信No.31に関する申し入れ。

多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会（1975c）「Y問題調査報告により提起された課題の一般化について」への抗議文。

多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会（1976）これがY事件だ！。

多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会（1980a）川崎市「Y事件」裁判の和解報告。精神医療委員会（編）精神医療, 9（2）, 67-70.

- 多摩川保養院を告発し地域精神医療を考える会(1980b) Y 裁判闘争の10年の記録—法廷証言集—.
- 坪上宏(1998) 援助関係論を目指して: 坪上宏の世界. やどかり出版.
- 寺谷隆子・池生久美子・菊田陽子・佐藤洋子・小田美奈子(1983) PSW 協会のあゆみ. 精神医学ソーシャル・ワーク, 16, 7-10.
- 日本精神医学ソーシャルワーカー協会(1973) PSW 通信, 28.
- 日本精神医学ソーシャルワーカー協会(1977) PSW 協会身分資格制度運動の変遷. 精神医学ソーシャル・ワーク, 11, 57-61.
- 日本精神医学ソーシャルワーカー協会(1981) PSW 通信, 50・51.
- 藤澤敏雄(1998) 精神医療と社会 増補新装版. 批評社.
- 松岡克尚(2009) 精神保健福祉士の専門性. 日本精神保健福祉士養成校協会(編) 新・精神保健福祉士養成講座4—精神保健福祉論. 中央法規, 216-222.
- 見浦康文(1975) 「PSW 通信」から見た協会10年の歩み—会員発言の中から—. 精神医学ソーシャル・ワーク, 9, 19-34.
- 村山隆彦(1978) Y 事件におけるセンターメモの果たした役割と相談のあり方を問う. 精神医学ソーシャル・ワーク, 12, 8-11.
- 守屋裕文(2003) 精神保健福祉法の100年間の経過と日本精神神経学会. 日本精神神経学会百年史編集委員会(編) 日本精神神経学会百年史. 医学書院, 377-414.
- 谷中輝雄(2007a) 精神保健福祉士法成立の歴史的背景. 日本精神保健福祉士養成校協会(編) 精神保健福祉士養成講座4改訂精神保健福祉論. 中央法規, 176-180.
- 谷中輝雄(2007b) 日本の精神保健福祉援助活動の形成. 日本精神保健福祉士養成校協会(編) 精神保健福祉士養成講座5改訂精神保健福祉援助技術総論. 中央法規, 13-19.
- 谷中輝雄(2009) 精神保健福祉士法成立の歴史的背景. 日本精神保健福祉士養成校協会(編) 新・精神保健福祉士養成講座4—精神保健福祉論. 中央法規, 198-202.
- 吉田哲雄(1975) Y 裁判闘争の報告. 精神医療, 4(2), 2-8.

(受稿日: 2013. 6. 3)

(受理日 [査読実施後]: 2013. 9. 24)

Article

The Records of the Injuries and Movement Target of the Problem Y: What Did Y Movement Target?

KIRIHARA Naoyuki

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

The goal of this study is to rectify the historical understanding of the study of social welfare regarding an important incident known in Japanese mental health circles as “Problem Y.” The name refers to an incident in 1969, in which a young man from Kawasaki known as “Y” was diagnosed with schizophrenia by a psychiatric social worker (PSW). Based on that diagnosis, and without the diagnosis of a physician, “Y” was involuntarily admitted to a psychiatric hospital. The incident was used as an opportunity to review PSW expertise and to implement a code of ethics. However, no detailed research into the extent of the damage done to “Y” was undertaken, and what needed to be done for whom was only vaguely defined. By determining the extent of the damage done to Y and his subsequent needs arising from those injuries, this study found that it was an error to enact a code of ethics with no confirmation of the facts regarding the “Y” incident. The mistake lay in the absence of “Y’s” perspective on the situation, and the historical understanding of the study of social welfare must be amended.

Key Words : disability studies, problem Y, psycho-socially disabled people, psychiatric social worker, social movement

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.29, 49-63, 2014.

追記事項 (2024.4.2)

2024年3月14日 著者本人からの要望にしたがって、一部個人名を黒塗りにすることを認めた。

立命館大学人間科学研究所「人間科学研究」編集委員会